

名古屋山歩きサークル「さんぽ」OB・OG会 規約

2008年4月1日 策定

第1次改正 2009年10月24日

第2次改正 2011年11月12日

第一章 総則

(名称)

第一条 本会は名古屋山歩きサークル「さんぽ」OB・OG会(以下「本会」という)と称する。

(設立)

第二条 本会は2008年4月1日を設立日とする。

(目的)

第三条 本会は、名古屋山歩きサークル「さんぽ」(以下「さんぽ」という)に、過去に在籍していた者(以下「OB」という)間およびOB-さんぽ現役メンバー(以下「現役」という)間の連絡を円滑にし、もって、OB間およびOB-現役間の親睦を深めるとともに、さんぽの活動を後援することで、さんぽの維持発展に寄与することを目的とする。

第二章 会員

(会員資格)

第四条 さんぽのOBは、本会に入会する資格を有する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の入会は認めない。

- 一 さんぽに所属していた期間に、さんぽの会則に反した者
- 二 さんぽの除名処分を受けた者
- 三 総会の議決で定めた者

(入退会)

第五条 本会への入会は、会長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、卒業・修了によりさんぽを退会すると同時に本会に入会する者は、会長の承認を省略して本会へ入会することができる。

3 本会を退会する者は、会長に届け出なければならない。

第三章 組織

(役員)

第六条 本会に、次の各号に掲げる役員をおく。

- 一 会長 1人
- 二 会計 1人

(係)

第七条 本会に、次の各号に掲げる係をおく。

- 一 名簿係 1人以上
- 二 総会係 1人以上
- 三 会誌係 1人以上
- 四 ホームページ係 1人以上

(事務局)

第八条 本会に、会員2人以上、現役1人以上で構成される事務局をおく。

(役員・係・事務局の選任)

第九条 役員及び各係は、総会において、会員の中から、これを選任する。

2 事務局を構成する者のうち2人以上は、総会において、会員の中から、これを選任する。なお、名古屋近辺に居住し、運営に関する打ち合わせへの出席が可能な者が望ましい。

3 事務局を構成する者のうち1人以上は、現役の意見を考慮して、総会において、現役の中から、これを選任する。なお、OBと現役の双方と交流のある者が望ましい。

(役員・係・事務局の職務)

第十条 会長は、①本会の統率、②総会の招集、③名簿の管理を行う。

2 会計は、①会費の管理、②決算報告を行う。

3 名簿係は、①名簿の作成、②名簿の更新、③名簿閲覧の対応を行う。

4 総会係は、①総会の準備、②総会の連絡を行う。

5 会誌係は、①OB会誌の編纂印刷、②OB会誌の送付を行う。

6 ホームページ係は、①ホームページの管理、②メーリングリストの管理を行う。

7 事務局は①会長の補佐、②本会の運営に関わるスケジュール管理、③各種の連絡調整、④OB-現役間の連絡を行う。

(役員・係・事務局・会計監査役の任期)

第十一条 会長の任期は特に定めない。

2 会計・各係の任期は3年程度とする。

3 事務局を構成する者の任期は3年程度とする。ただし、事務局の一斉交代は避ける。

第四章 会計

(運営費)

第十二条 本会は、会員の納めた会費を、通信費・レンタルサーバ代・その他本会の運営に必要な経費(以下「運営費」という)に充てる。

(会費)

第十三条 会員は、細則で定める会費を支払わなくてはならない。

2 本会は、一度納入された会費は理由の如何を問わず会員に返還しない。

(決算報告)

第十四条 会計は、毎年会計年度終了後に収支決算を作成し総会に報告しなければならない。

(会計年度)

第十五条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第五章 連絡と名簿の管理

(OB間の連絡系統)

第十六条 本会は、会員全体への連絡・広報手段として、ホームページ及びメーリングリストを利用する。

(名簿の作成)

第十七条 名簿係は、OB間の連絡およびOB-現役間の連絡に資するため、会員名簿を作成する。

2 名簿には、次号に掲げる会員の情報を記載する。

一 名前

二 卒業学部又は修了研究科

三 さんぽ在籍期間

四 現住所(市町村名より後は任意)

- 五 現在の所属（任意）
- 六 電話番号
- 七 メールアドレス
- 八 生年月日

3 名簿には、現役の情報を、本人の了承が得られた場合に限り、記載することができる。

（名簿の利用）

第十八条 会員及び現役は、名簿に記載されている情報のうち、次号に掲げるものを自由に閲覧できる。

- 一 名前
- 二 卒業学部又は修了研究科
- 三 さんぼ在籍期間
- 四 現住所（市町村名まで）
- 五 現在の所属

2 会員及び現役は、次の各号に掲げる理由に限り、会長及び名簿係の承認を得て、名簿に記載されている情報のうち前項で定めた以外の情報を閲覧できる。

- 一 本会の活動に資するため
- 二 会員間の相互の同意に基づいた連絡に資するため

第六章 総会

（総会の実施）

第十九条 総会係は、次号に掲げる目的のために、年に1回秋季に総会を開催する。

- 一 OB会運営等に関する意思の決定のため
- 二 決算報告のため
- 三 OB間・OB-現役間の親睦を深めるため

第七章 活動

（会誌）

第二十条 会誌係は、さんぼの活動状況、会員の動静、運営費の決算等を会員に広く伝えることを目的として、年に1回、OB会誌を発行する。

（その他の活動）

第二十一条 会員は、OB山行など本会の目的に添う活動を随時行う。

第八章 改正

（規約の改正）

第二十二条 本規約の改正は、総会の議決による。

第九章 補則

（細則）

第二十三条 この規約の実施について必要な細則は、総会の承認を経て、別に定める。

附則

（施行）

第一条 この規約は、2011年11月12日から施行する。

以上